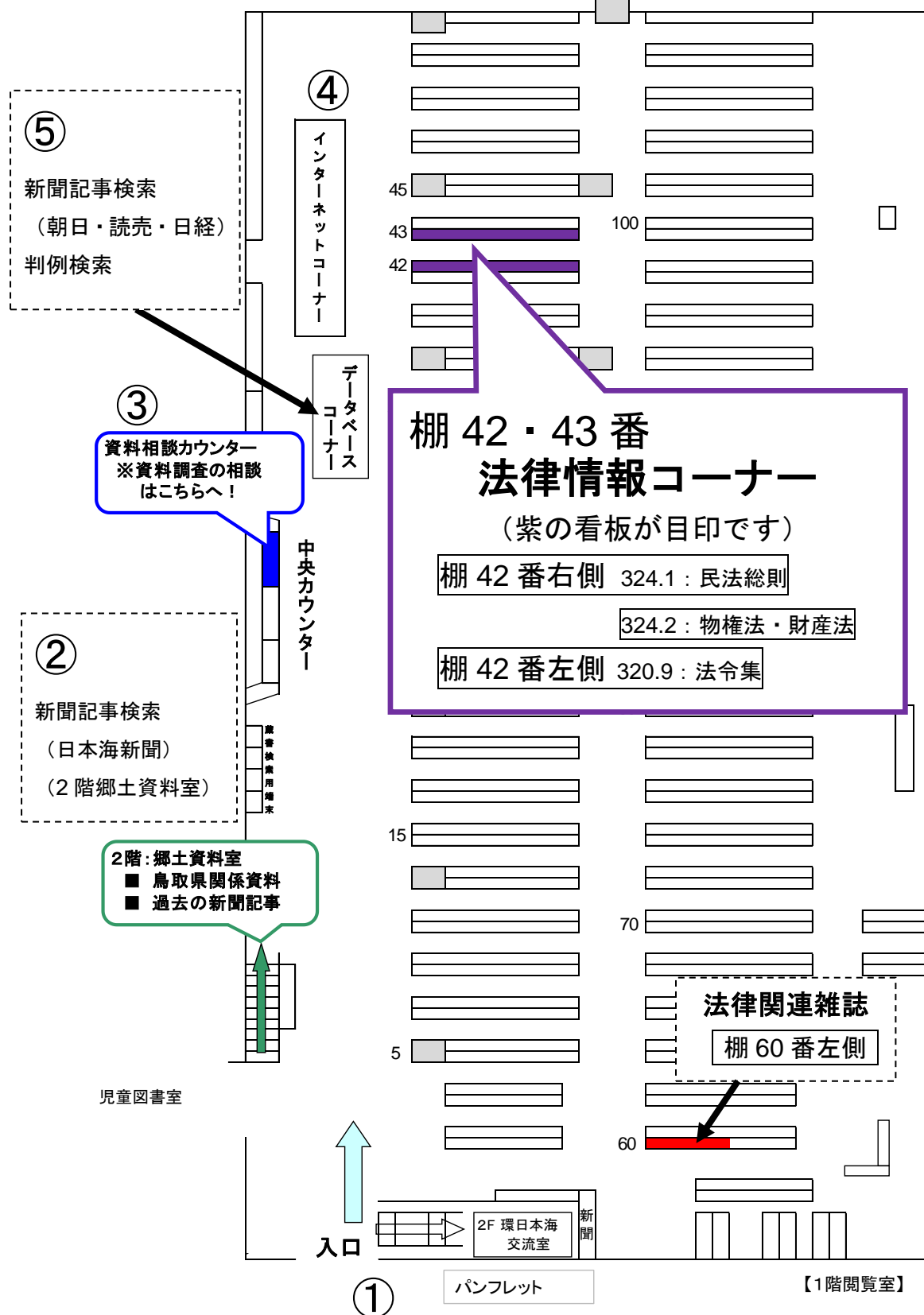


◆館内マップ◆



トラブルを抱え、お悩みの方へ
図書館で情報収集してみませんか？

～ 境界問題 ～

令和2年3月改訂

土地の境界に関するトラブルを抱え、どうしてよいかわからずお悩みの方も多いはず
です。制度のしくみや相談機関等の情報収集にお役立てください。

【関連する図書】 棚 42 番 (法律情報コーナー) ※マップ参照

書名	著者名	出版社	出版年
境界の理論と実務 改訂版	寶金敏明／著	日本加除出版	2018.12
	背ラベル：324.2／ホキ／一般		
すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる道 路・境界・建築・住環境の法律とトラ ブル解決マニュアル140	梅原ゆかり／監修	三修社	2016.8
	背ラベル：324.2／スキ／一般		
Q&A隣地・隣家に関する法律と実務 相隣・建築・私道・時効・筆界・空き 家	末光祐一／著	日本加除出版	2016.7
	背ラベル：324.2／スエ／一般		
公道・私道のトラブル解決法 第3版	高井和伸／著	自由国民社	2016.4
	背ラベル：324.2／タイ／一般		
私道・境界・近隣紛争の法律相談	野辺博／編著	学陽書房	2016.3
	背ラベル：324.2／ハ／一般		
隣り近所の法律知識 第4版	—	自由国民社	2015.10
	背ラベル：324／トカ／一般		

※ここで紹介している資料は一例です。書架にはこの他にも多数の資料があります。
職員に遠慮なくお尋ねください。詳しくは裏側の“館内マップ”をご覧ください。

お問合せ先：鳥取県立図書館 〒680-0017 鳥取市尚徳町 101
電話：0857-26-8155 FAX：0857-22-2996
E-mail：toshokan@pref.tottori.lg.jp

【インターネットサイト】 マップ番号④

サイト名	管理者
「筆界特定制度」	法務省
URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04.html	

【関連する法令】

- ・民法 第 223 条（境界標の設置）～238 条（境界付近の掘削に関する注意義務）
- ・不動産登記法 第 123 条～150 条（第 6 章 筆界特定）
- ・国有財産法 第 31 条ノ 2～31 条ノ 5（立入り及び境界確定）※国有財産との境界

◇法令・解説を見る 棚 42 番（法律情報コーナー）※マップ参照

書名	著者	出版社	出版年
六法全書 II 平成 3 1 年版 （民事法 社会法 産業法）	宇賀克也／編集代表	有斐閣	2019.3
背ラベル：320.9／ロツホ-2／一般			
図解民法 総則・物権 令和元年版	大坪和敏／編著	大蔵財務協会	2019.11
背ラベル：324.1／材ツ／一般			

※総務省がインターネットで提供している「e-Gov 法令検索」(<https://elaws.e-gov.go.jp/>)

では、法令をキーワード等で探すことができます。（無料） **マップ番号④**

【過去の新聞から関連情報を探す】

データベースで過去の新聞記事を探すことができます。（コピー可、1枚 10 円）

2 階郷土資料室：日本海新聞（**マップ番号②**）

1 階データベースコーナー：朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞（**マップ番号⑤**）

【判例を探す】 マップ番号⑤

データベースで判例（裁判の判決例）を探すことができます。

（キーワードや関連法令から検索できます）

【資料相談カウンター】 マップ番号③

お探しの情報が見つからないときは、資料相談カウンターへお越してください。

図書館職員が本・雑誌・新聞・インターネット等を利用して情報をお探しします。

また、県内相談機関の紹介等も行っています。お気軽にご相談ください。

秘密は厳守します。

【法情報関係雑誌】 棚 60 番左側 ※マップ参照

「ほうてらす」、「判例時報」、「ジュリスト」、「法学セミナー」、「判例タイムズ」などの雑誌を蔵しています。

【県内 相談機関】**○鳥取地方法務局**

住所：〒680-0011 鳥取市東町 2-302（鳥取第 2 地方合同庁舎）

電話：0857-22-2191（代表）

◆倉吉支局

住所：〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2 丁目 15

電話：0858-22-4108（代表）

◆米子支局

住所：〒683-0845 米子市旗ヶ崎 2 丁目 10 番 12 号

電話：0859-22-6161（代表）

※相談時間はいずれも 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土日・祝日等の休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

○鳥取県司法書士会

住所：〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1

電話：0857-24-7013（代表）

※無料電話相談 毎週月～金曜日 午後 1 時～4 時（祝祭日を除く）

※面談相談会もあります。

東部、中部、西部の各会場にて、1 か月 1 回を目途に無料の面談

相談会を開催。（事前予約制）

【連絡先】鳥取県司法書士会事務局受付専用 電話 0857-24-7024

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日・祝祭日を除く））

○境界問題相談センターとっとり（有料）

住所：〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1

（鳥取県土地家屋調査士会 会館 3 階）

電話：0857-22-7032

※受付：月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 4 時

（祝祭日・12 月 29 日～1 月 4 日等を除く）